

door

様式5-災害：業務分類（優先業務の選定）（災害用）

分類名称	定義	出勤率			
		30%(発災後6時間)	50%(発災後3日)	70%(発災後7日)	90%(21日)
業務の基本方針	生命・安全を守るために必要最低限のサービスを提供 徒歩で出勤可能者で対応 発災後数日、職員は施設泊	食事、排泄を中心 その他は休止または減 電気復旧(※)。道路復旧。 被災者出勤不可	一部休止するが ほぼ通常通り 応援者の支援あり	ほぼ通常通り 水道復旧。ガスはLPの想定	
A:継続業務	・優先的に継続する業務 ・通常と同様に継続すべき業務				<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの更新 (行政に対して猶予の確認。事業所内で情報の取りまとめ・発信を行う) ・通常のモニタリング（被災状況に応じて削減・休止業務へ） ・関連事業所との仲介調整
B:追加業務	・災害復旧、事業継続の観点から新たに発生する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・優先順位Aの安否確認 ・地域の情報収集 ●交通網（TOYOTA通れた道マップ） https://www.toyota.co.jp/jpn/auto/passable_route/map/ ●福祉避難所（和歌山県福祉避難所マップ） https://wakayamaken.geocloud.jp/webgis/?z=13&ll=34.222658%2C135.160985&t=roadmap&mp=12&op=100&vlf=-1 ・二次災害予防 	<ul style="list-style-type: none"> ・優先順位Aの安否確認（余力があればB・C） ・災害復旧のためのモニタリング (被災後どこで生活しているか（避難所or自宅）、サービス利用状況、避難所でうまく生活できているか、自宅の場合は配給物を受け取れているか) ・情報収集とその情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・優先順位Aの安否確認（余力があればB・C） ・災害復旧のためのモニタリング (被災後どこで生活しているか（避難所or自宅）、サービス利用状況、避難所でうまく生活できているか、自宅の場合は配給物を受け取れているか) ・情報収集とその情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・優先順位に応じて安否確認 ・地域の情報収集 ・災害復旧のためのモニタリング (被災後どこで生活しているか（避難所or自宅）、サービス利用状況、避難所でうまく生活できているか、自宅の場合は配給物を受け取れているか) ・通常の通院介助、家事援助、家族支援 ・物品の調達（飲料水、生活用水、薬） ・担当部署（消防・行政など）への情報発信（利用者さんの状況） ・利用者への情報発信（配給場所、医療を受けられる場所など）
C:削減業務	・規模、頻度を減らすことが可能な業務	通常のモニタリング（被災状況に応じて） ・一般相談 (障害年金申請、生活一般の支援)	通常のモニタリング（被災状況に応じて） ・一般相談 (障害年金申請、生活一般の支援)	通常のモニタリング（被災状況に応じて） ・一般相談 (障害年金申請、生活一般の支援)	通常のモニタリング（被災状況に応じて） ・一般相談 (障害年金申請、生活一般の支援)
D:休止業務	・上記以外の業務				

付随する短期入所事業(ショートステイ)について、介護者のレスバイトを理由とした利用を休止(縮小)する(在宅サービスの縮小による受け皿とする)

様式5：業務分類（優先業務の選定）（感染用）

施設の業務を重要度に応じて4段階に分類し、出勤状況を踏まえ縮小・休止する。入所者・利用者の健康・身体・生命を守る機能を優先的に維持する。（出勤率をイメージしながら）

分類名称	定義	出勤率			
		30%	50%	70%	90%
	業務の基本方針	生命・安全を守るために 必要最低限のサービスを提供	食事、排泄を中心 その他は休止または減	一部休止するが ほぼ通常通り	ほぼ通常通り
A:継続業務	・優先的に継続する業務 ・通常と同様に継続すべき業務	【更新】 職員が感染した場合 ・代わりの相談員が計画作成・提出	【更新】 職員が感染した場合 ・代わりの相談員が計画作成・提出	【更新】 職員が感染した場合 ・代わりの相談員が計画作成・提出	【更新】 職員が感染した場合 ・代わりの相談員が計画作成・提出
B:追加業務	・感染予防、感染拡大防止の観点から新たに発生する業務	【利用者が感染】 入院先について保健所に相談の上、あっせんを受け、手続きを進める ・感染予防対策（スタンダードプロトコーション）	【利用者が感染】 入院先について保健所に相談の上、あっせんを受け、手続きを進める ・感染予防対策（スタンダードプロトコーション）	【利用者が感染】 入院先について保健所に相談の上、あっせんを受け、手続きを進める ・感染予防対策（スタンダードプロトコーション）	【利用者が感染】 入院先について保健所に相談の上、あっせんを受け、手続きを進める ・感染予防対策（スタンダードプロトコーション）
C:削減業務	・規模、頻度を減らすことが可能な業務	【モニタリング】 ・業務が回らない場合は役所に申し出の上、スキップ、翌月に行う ・本人にもきちんと説明の上行う	【モニタリング】 ・業務が回らない場合は役所に申し出の上、スキップ、翌月に行う ・本人にもきちんと説明の上行う	【モニタリング】 ・業務が回らない場合は役所に申し出の上、スキップ、翌月に行う ・本人にもきちんと説明の上行う	【モニタリング】 ・業務が回らない場合は役所に申し出の上、スキップ、翌月に行う ・本人にもきちんと説明の上行う
D:休止業務	・上記以外の業務				

付随する短期入所事業(ショートステイ)について、介護者のレスパイトを理由とした利用を休止(縮小)する(在宅サービスの縮小による受け皿とする)